

令和8年度
東京消防庁 INNOVATION PROJECT 応募要領

「電気自動車火災に対する消火戦術に関する研究」

2026年6月

目次

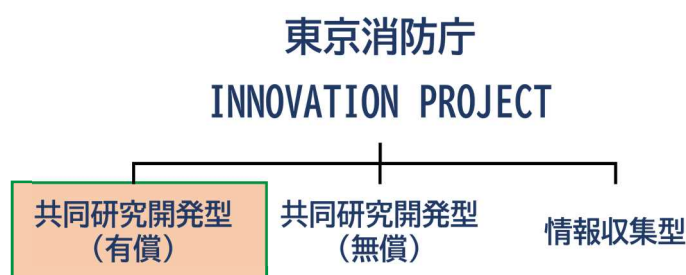
第 1 章	INNOVATION PROJECT の概要	3
第 2 章	研究テーマ	3
第 3 章	スケジュール等	5
第 4 章	応募要件	5
第 5 章	応募から採択までの流れ	6
第 6 章	成果の報告及び取扱い	7
第 7 章	知的財産権の取扱い	7
第 8 章	審査	7
第 9 章	経費に関する事前確認項目	8
第 10 章	注意事項	11
第 11 章	リンク一覧	11

第1章 INNOVATION PROJECTの概要

趣旨

東京消防庁では、消防業務における様々な課題を効果的に解決するためには、民間企業、大学及び公的機関等（以下「民間企業等」という）が保有する技術、情報の力を活かすことが必要であると考えています。

「東京消防庁 INNOVATION PROJECT」は、当庁の行政課題の解決に資する可能性がある先端技術等の導入検討を行うにあたり、関連する先端技術等の研究開発、情報収集にご協力いただける民間企業等を広く募集するものです。



「共同研究開発型（有償）」とは、当庁が定める領域の研究において民間企業等が行う研究開発に対して、当庁の知見、人員、施設、資器材（以下「知見等」という。）を提供することで、当庁及び民間企業等と共同で研究開発を進め、これにより得られた成果をもって、当庁の課題を解決することを目的としています。

この研究開発は、当庁が経費の一部を負担し、共同で研究開発を進めることで、当庁の課題解決を目指すものです。

第2章 研究テーマ

『電気自動車火災に対する消火戦術に関する研究』

1 テーマ設定の背景

近年、電気自動車（以下「EV」という。）の普及拡大が見込まれている一方、国内外のEV火災事例において、大量の消火用水を必要とするとともに鎮火判断が難しいといったEV火災特有の消防活動の困難性が課題となっています。

また、当庁においても、EV火災に特化した消火戦術は確立されておらず、現有する消火資器材の有効性についても検証が必要です。国内におけるEV火災の発生件数は少なく、検証が困難な状況にあります。今後のEVの普及拡大に伴い、対応の必要性は一層高まっています。

よって本公募では、民間企業等が有する技術、知見、分析能力等を活用し、EV火災に対する実効的な消火戦術及び他機関への搬送・引継ぎ判断等の考え方を整理するための調査研究に関する提案を募集します。

2 現状の課題

当庁が抱える課題として、以下の内容が挙げられる。

- ・EV火災に対する効果的な消火戦術が確立されていないこと
- ・統一条件下での市販消火資器材や当庁が現有する消火資器材の有効性の検証が必要なこと

- ・EV火災の発生件数が少なく、統一条件下での公開データが不足していること
- ・鎮火判定や他機関への引継ぎ判断等の根拠となる指標が明確でないこと

3 公募で求める企画提案の基本的な考え方

- (1) 本公募における調査研究は、電解液、セル、モジュール及び実車の段階を意識して、可能な限り統一条件下による実験構成とすること。
- (2) 複数種のセル形状の差異を考慮した実験計画の全体設計とすること。
- (3) 実車で検証は、複数種類のセル形状の差異に応じた燃焼性状や消火戦術による燃焼性状の変化が得られる実験構成（自由燃焼3台以上、消火戦術検証3台以上）を考慮すること。
- (4) 消火戦術等による火炎・噴出ガス等の抑制だけでなく、再燃管理、消火排水、搬送・引継ぎ判断までを視野に入れ、火災現場で観測可能な指標（温度、ガス、音など）を用いた搬送・引継ぎ判断の考え方につながることを。
- (5) モジュール等の分解、分析、試験、安全管理、情報管理及び実験後の産業廃棄物処理の考え方を一体として提案できること。
- (6) 熱流束、燃焼生成ガス（フッ素系、炭化水素など）、消火排水及び残留エネルギーの分析に関する観点を適切に実験計画に取り入れること。

4 企画提案対象として想定する主な範囲

試料の確保、整理及び廃棄	EVの車体調達、EVの駆動用バッテリーパックを構成するモジュール、セル及び電解液の調達等に伴う実施体制・安全管理体制、試料の識別・記録及び実験後の産業廃棄物としての処理に関する計画
第一段階（電解液）相当の検討	電解液の燃焼性状を把握し、電解液の燃焼時または燃焼後の水接触到に伴うガス相及び液相変化を把握するための計画
第二段階（セル）相当の検討	セルの燃焼性状を把握し、セルの燃焼時の消火液（水や泡消火薬剤など）の効果を比較・評価するための計画
第三段階（モジュール）相当の検討	車載状態も考慮したモジュールによる燃焼性状を把握し、消火資器材による局所冷却手段または水没冷却を比較・評価するための計画
第四段階（実車）相当の検討	第一段階から第三段階までの内容を踏まえた実車条件における燃焼性状、消火戦術の妥当性、並びに搬送・引継ぎ条件等を比較・評価するための計画

※上記表は、当庁が想定する企画提案内容の範囲を例示したもので、上記以外の内容も含めた企画提案していただくことを妨げるものではありません。

5 成果物のイメージ

段階別試験結果の整理資料、消火戦術整理表、搬送・引継ぎに関する整理資料、段階別試験結果における写真、動画、分析データ及び図表類等を含んだ研究報告書

6 採択する企業数

1社

7 当庁から提供可能なリソース等

燃焼実験棟（リチウムイオン電池（以下「LiB」という。）セルの燃焼実験用）、消防車両、消火資器材、消防職員による消火戦術の実証、現行の消防活動に関する知見、情報

8 当庁の役割

企画提案内容に対する当庁における運用を踏まえた消火戦術の知見提供、立案した消火戦術の消防職員による実証、消防車両及び消火資器材等の運用等

9 民間企業等の役割

実験環境の基盤整備全般（実験設備、測定機器等の調達または設定、EV車両を含む試料の調達・運搬・廃棄物処理など）、高度な測定機器、分析機器を活用したLiBやEV等から生じる熱、燃焼生成ガス、消火排水等の測定、分析、調査研究報告書の作成

10 当庁が負担する研究経費

上限4,730万円

第3章 スケジュール

1 企画提案書受付期間

2026年6月18日(木)～2026年7月8日(水)

2 質問受付期間

2026年6月18日(木)～2026年7月3日(金)

3 審査

2026年7月上旬 プレゼンテーション及び質疑応答による審査(予定)

詳細については後日、東京消防庁公式ウェブサイト(公募ページ)に掲載します。

4 結果公表

2026年7月中旬(予定)

5 契約締結期間

結果公表後～2026年7月下旬(予定)

6 研究開始及び実施期間

契約締結後～2027年3月末まで

7 成果報告書の提出期限

2027年3月末まで(契約期間終了時まで)

8 経理検査

2026年9月、12月、2027年3月(予定)

9 精算

2026年10月、2027年1月、4月(予定)

第4章 応募要件

- 1 日本に拠点及び法人格を持ち、日本国内における設計・製造・改良・技術開発・メンテナンス、研究等の事業実態を有すること
- 2 本研究開発(実証実験等を含む)を全て日本国内で行うこと
- 3 本研究開発に必要な知識、技術、経験、人員、設備等を有していること
- 4 本公募事業に係る経理事務に必要な知識、経験、人員等を有すること
- 5 研究開発に係る対象経費及びその処理について、「第9章 経費に関する事前確認項目」を確認すること
※経理事務の詳細な内容は経理事務の手引き等を確認すること。
※研究開発に参加する東京消防庁の人件費等の諸費用については、当庁が負担するものとする。
- 6 次の留意事項を承諾していること
 - (1) 企画提案書の審査を行い、民間企業等を選定します。審査結果によっては不採択となる場合があります。
 - (2) 本応募に係る費用は、原則として応募者の負担とします。
 - (3) 応募及び本研究開発契約を通じて当庁から知り得た情報に、非公開情報が含まれている場合は、関係法令に基づき厳格かつ適正に取り扱うこと。また、必要に応じて、別途「秘密保持誓約書」等を提出すること。

第5章 応募から採択までの流れ

1 応募

公募テーマに関する研究開発に協力いただける民間企業等は、企画提案書受付期間中に東京消防庁電子申請サービス内の「東京消防庁 公募応募フォーム」に必要事項を記入の上、下記の書類を添付し登録してください。

- (1) 企画提案書（A4サイズ様式任意、別紙「作成要領」参照）
- (2) 経費積算表
- (3) 決算報告書（直近2期分）
（貸借対照表・損益計算書・別表一～十六・勘定科目内訳明細書・受付通知（電子申告のみ））

※ 事業開始1年未満の場合は事業代表者の納税証明書を提出すること。

※ 財務健全性（流動比率、当座比率、固定比率、自己資本比率）が分かるように示してください。

- (4) 定款
- (5) 登記簿謄本（発行日3か月以内のもの）
質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。

注：複数の民間企業等が共同で応募する場合は、代表民間企業等を定めて、当該代表民間企業等名で応募してください。

2 企画提案書の審査・協力企業の選定

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、「審査項目及び審査の観点」に基づく審査の上、協力民間企業等を選定します。審査は当庁職員で構成される会議で行います。審査に際し、プレゼンテーション及び質疑応答による審査会を行います。

(2) 審査対象から除外するもの

- ① 公募テーマと企画提案書の内容が結びつかないもの
- ② 同一テーマ又は同一内容で、国、都道府県、区市町村等から助成を受けているもの（過去に受けたことがある場合も含む）
- ③ 研究テーマ及び研究内容によらず、過去に国、都道府県、区市町村等から助成を受けており、不正等の事故を起こしたもの
- ④ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるもの
- ⑤ 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本公募事業の継続性について不確実な状況が存在するもの
- ⑧ 研究開発にかかわるメンバーが「特定類型」※に該当している場合
（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>）を参照して下さい
- ⑨ その他公的資金の委託先として適切でない等、審査対象から除外すべき事由があると当庁が判断するもの

3 採択結果の公表

ご応募いただいた民間企業等に対し、審査結果（採択又は不採択）を個別に通知します。また、当庁公式ホームページ上に採択された協力民間企業等及び研究テーマ名を公表します。

4 契約締結・実施計画書の提出

- (1) 契約の締結
審査の結果、採択された民間企業等と当庁の間で契約書を作成し契約を締結します。
- (2) 実施計画書の提出
採択後に当庁と研究内容を協議し、実施計画書をご提出いただきます。

第6章 成果の報告及び取扱い

1 成果報告書及び成果物の提出

本公募事業では研究成果の報告として、研究実施期間内に成果報告書を提出いただきます。

2 成果の公開

本公募事業の成果は原則公開とします。ただし、企業ノウハウ等、公開することで企業において損失を被る情報については、当庁へ申請・承認を得ることで非公開とすることを認めます。

第7章 知的財産権の取扱い

1 著作権

本研究において提案されたものに係る著作権の権利は、原則として当庁と民間企業等に帰属するものとします。ただし、当庁は著作権（著作権法第27条を含む）の利用許諾を受ける権利を有し、その費用は、開発費の負担金に含まれるものとします。また、当庁が著作権を利用する際には、提案した民間企業等の著作者人格権は 不行使とします。

なお、利用許諾を受ける著作権に民間企業等の所有する独自の技術等が含まれ、利用許諾の内容に条件を設ける場合には、民間企業等が事前に当庁に申し入れを行い、利用許諾の内容について協議するものとします。

2 産業財産権

本研究において提案されたものに係る産業財産権は、原則として当庁と民間企業等に帰属するものとします。詳細は、当庁と本公募事業に採択された事業者の間で契約書 作成時に協議し取り決めることとします。

第8章 審査

1 審査会

- (1) 審査
企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、企画提案審査会において審査を行う。
- (2) 実施概要
提出された企画提案書の内容について、提案業者によりプレゼンテーションを実施するとともに、審査員からの質疑に対して回答をすること。
 - ア 実施日時
提案業者あてに別途通知します。
 - イ 実施場所
東京都千代田区大手町一丁目3番5号
東京消防庁本部庁舎内会議室
 - ウ 説明者

業務責任者1名が行う。業務責任者を除き、各社3名までの同席者を許可し、質疑への回答において、業務責任者の指示に応じて回答することができる。

エ 説明方法

- (ア) 事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。
- (イ) プレゼンテーションで使用する資料は、企画提案書の全部又は抜粋とすること。
- (ウ) 説明は会社名や団体名を出さずに実施し、会社名等が特定又は類推されるような表現は使用しないこと。
- (エ) プレゼンテーションは必ず所定の時間内で行うこと。説明時間を超過した場合は、プレゼンテーションの途中であっても、説明を打ち切るものとする。
- (オ) 審査会当日に、審査員に対して資料を配布することは禁止する。

オ その他

- (ア) プロジェクターを使用する場合は、当庁で準備を行うことから、事前に連絡をすること。
なお、プロジェクターに接続するパソコンについては、提案業者が準備をすること。
- (イ) 指定された時刻の10分前には、指定された場所に集合すること。
- (ウ) 審査会の日程が変更になる場合は、別途通知する。

2 審査項目及び審査観点

No.	審査項目	審査観点
1	研究テーマとの整合性	・ 企画提案目的、内容が研究テーマに沿ったものか ・ 当庁の課題解決に繋がるか
2	研究の成果物	・ 各段階における実験結果等の具体的な整理方針が示されているか ・ 具体的な整理方針から当庁の課題解決が見込めるか
3	研究の実現可能性	・ EVやLiBなどの試料の調達、運搬、廃棄体制は適切か ・ 研究の全体設計、研究方法、使用する測定機器、スケジュール、実施体制は適切か ・ 研究に必要な技術力、知見、環境を有するか ・ 研究の経費積算は適切か
4	役割分担	・ 当庁の役割分担は、当庁が提供可能なリソースを踏まえたものか
5	事業者評価	・ 経理的基礎知識等の事務能力、財務的基盤を備えているか
6	その他考慮すべき事項	・ その他研究を行ううえで有効と考えられる事項はあるか

第9章 経費に関する事前確認項目

公募に応募する企業が最低限把握すべき事項については以下のとおりとする。

なお、詳細については付属資料「経理事務の手引き」に記載されているため、経理事務担当者は必ず確認すること。

1 責務

本事業の関係者は、当庁が負担する費用の財源が都民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

2 経費の対象

本事業に計上可能な当庁が負担する費用は、別表1に定める。

3 金額の決定

本事業の当庁が負担する費用の金額は、採決された企画提案書に基づき決定する

4 期の設定

本事業は、1年間で3つの期間に分け（7月～9月、10月～12月、1月～3月）、第1期から第3期までとする。

5 検査

当庁が負担する費用の使用に係る証拠書類その他の物件について、書面提出を求め、聞き取りを実施し、立入りによる検査を行うものとする。

6 経費の精算

当庁は、期毎の検査後に経費を確定し通知します。共同研究を行う企業は、その通知を受け次第速やかに当庁に請求書を提出しなければならない。

7 取得財産

本事業の実施により取得又は製作した物件等（以下「取得財産」という。）は、原則として当庁がその所有権を有するものとする。共同研究を行う企業は、会計取扱要領第11第1項に定める取得財産を、消防総監の許可を受けることなく、本事業の目的外の用途への使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

別表1（第3関係）
対象経費一覧

大項目	小項目	内容等
機器設備費	機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施に必要な機械装置等の購入費及び据付・調整に要した費用。 ・本事業の実施に必要な機械装置等の設計・製造・加工等に要した費用。 ・上記2点の外注費。 ・使用可能期間1年以上、10万円（消費税等含む）以上のものが対象。 ・生産設備（量産するための機器設備）の購入は不可。
	保守改造修理費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の遂行に必要な機器設備の保守・改造及び修繕に係る費用。 ・上記の外注費。
労務費	研究開発員費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発並びに実用化のための営業活動を含む、本事業の実質に係わる研究開発者等の労務費。
	補助員費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に従事するアルバイト・パート等の補助員の労務費。
事業費	備品・消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施のうえで必要な部品・消耗品等の購入に係る経費。※ ・本事業の実施に必要なソフトウェアの購入に係る経費。
	旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施の際の打合せ、研究開発（実証試験、営業活動を含む）時に必要とする旅費、交通費、宿泊費、日当等の費用。
	外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・加工・設計・分析検査・実証実験等を外注する場合に係る費用。
	知的財産権に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施のうえで発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査や弁理士手数料等に係る費用。
	技術の使用に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施において、他者の知的財産権等をライセンスする場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用。
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・実証実験等に際する損害補償等における保険料。
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施のうえで直接必要な、機器・設備類の賃借料、事務所賃借料及び車両借上費等の費用。 ・本事業の実施のうえで必要となった運送費。 ・本事業の対象となる開発の概要及び成果PRのための展示会への出展費用。
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施のための、一般的な管理業務全般に要する費用。 ・機器設備費、労務費及び事業費の合計金額の10%を計上。 	

※成果物に組み込まれる予定の10万円未満（消費税等を含む）のすべてのもの。

第10章 注意事項

- 1 審査の経過等についての問合せには応じられません。
- 2 提出された書類は、審査の結果に関わらず返却しませんので、ご了承ください。ただし、提出書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。必要に応じて当庁から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- 3 本公募への応募に際し、提出された書類、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 記載要領も含め書類に不備がある場合、採択審査での評価点が下がることがあるためご注意ください。
- 5 応募要領に示す応募方法・受付期間によらず応募されたものは、審査対象外となりますので、ご注意ください。
- 6 契約締結後に、当該契約内容に違反した場合、不正又は不当な行為があった場合は、研を中止することがあります。
- 7 研究期間終了時に、研究成果についての報告書を当庁に提出していただきます。
- 8 本公募は、現時点で当庁が求める内容を示し、民間企業等から企画提案を受けるためのものであり、契約締結後に適用する詳細仕様を定めるものではありません。契約段階においては、採択提案を踏まえ、試験対象、実験方法、各種測定項目などを必要に応じて協議し、別途整理します。

第11章 リンク一覧

- 東京消防庁公式ウェブサイト（公募ページ）
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/koubo/tfd-innovaton-pj.html>
- 応募フォーム（東京消防庁電子申請サービス）
<https://ttzk.graffer.jp/tfd-metro-tokyo/smart-apply/apply-procedure-alias/tfd-innovation-project-yusho-2026>
- 問合せ先
東京消防庁 安全推進部消防技術研究開発センター
電 話：03-3466-1515（代表電話）
担 当：公募全般に関するもの〈計画係〉
rd-center1@tfd.metro.tokyo.jp
研究開発の詳細に関するもの〈研究開発係〉
rd-center2@tfd.metro.tokyo.jp
経理・契約に関するもの〈管理係〉
rd-center@tfd.metro.tokyo.jp

企画提案書の作成要領

企画提案書は、東京消防庁（以下「当庁」という。）に提案する研究内容の詳細を記載するものです。当庁は企画提案書を用いて民間企業等の選定を行います。

I 書類作成のルール

- 1 企画提案書に、II の内容を記載し、15 枚以内で提出してください。A4 サイズで様式は任意（別記 記載例参照）とし PDF 形式（10MB 以内）で提出してください。
- 2 日本語で作成してください。
- 3 撮影した製品等の映像（MP4 形式）を送付する場合は、事務局にお問い合わせください。
- 4 表紙には、当庁が提示した公募テーマの種類、提案する研究タイトル、提出年月日、応募社名、住所、代表者氏名（契約締結権限のある者の氏名）を記載してください。
- 5 質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。東京消防庁公式ウェブサイト¹に質問の回答を掲載します。

II 記載内容

企画提案書には次の項目を明記してください。

- 1 研究の目的
公募テーマに沿った研究の目的を記載してください。
- 2 研究の成果物及び活用方法
本研究で得られる実験結果の具体的な整理方針、成果物の有用性、活用方法等
- 3 研究方法及び技術上の優位性、経費等
 - (1) 具体的な研究方法等
研究の全体設計、研究のスケジュール、研究の方法（実施場所、統一的な熱暴走誘発手段、使用する測定機器及び測定項目など）、実施体制（責任者、役割分担、試料の調達・運搬・廃棄の体制を含む。業務の一部を委託する場合はその業務と委託先。）等を記載してください。
注：複数の民間企業等が共同で応募する場合は、代表民間企業等を定めて、当該代表民間企業等名で応募してください。
 - (2) 技術上の優位性等

応募する民間企業等の有する知見（LiB の燃焼生成ガスや消火排水など）、技術力、研究開発環境等、優位性があるものを記載してください。

(3) 経費

本研究開発の経費について、予定合計額を記載してください。なお、経費積算表（別記様式）との整合を取ってください。

4 当庁に求める役割

当庁に求める役割（消防に関する知見の提供、当庁の有する施設・装備の利用、当庁職員による実証等）を具体的に記載してください。

5 経理事務処理体制

本研究開発における経理事務処理体制（責任者、責任者の経歴、スキル）等を記載してください。

6 その他

その他研究開発を行う上で審査項目に関連する特筆すべき内容がある場合は、本項目に記載してください。

7 事務担当者

氏名、役職、電話番号、メールアドレスを記載してください。